

令和8年度

茨城中部農地整備事業

船渡東永寺団地船渡1工区区画整理その2工事

特 別 仕 様 書

【当初】

関東農政局茨城中部農地整備事業所

## 第1章 総則

茨城中部農地整備事業船渡東永寺団地船渡1工区区画整理その2工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、本特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1. 目的

本工事は、国営茨城中部土地改良事業計画に基づき、船渡東永寺団地のほ場整備を行うものである。

### 2. 工事場所

茨城県東茨城郡茨城町上石崎地内

### 3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

#### (1) 土木工事

整地工	A=9.80ha
用水路工	L=1803.3m
排水路工	L=1135.7m
道路工	L=1180.8m

### 4. 工事数量

土木工事に係る工事数量は別紙「工事数量表」のとおりである。

本工事は標準的な設計図書による発注であり、工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量については、設計変更で処理する。

## 第3章 施工条件

### 1. 余裕期間

(1) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている302日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

(2) 工事の始期までの余裕期間内は、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和9年3月19日（工事完了期限日）まで

(3) 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書類での協議を行うこと。

(4) CORINSへの登録において、技術者の従事期間は契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

## 2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等月当たり14日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、夏季休暇、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

## 3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（8月13日～8月15日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

## 4. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

# 第4章 現場条件

## 1. 土質

本工事の施工場所の土質は、砂質土、粘性土及びシルトと想定している。

## 2. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているため、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

(1) 船渡東永寺団地船渡1工区区画整理その1工事

（施工時期：令和8年6月～令和9年3月）

(2) 船渡東永寺団地船渡1工区区画整理その3工事

（施工時期：令和8年5月～令和9年3月）

(3) 船渡東永寺団地船渡工区ポンプ設備工事

（施工時期：令和8年4月～令和9年3月）



#### (5) 路面維持

土砂等の飛散防止及び一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において善良な管理を行うものとする。

なお、別途対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 4. 地区境界付近の施工等

地区境界付近の施工に当たっては、事前に監督職員と協議し地区内へ工事の影響が無いよう十分注意し施工するものとする。なお、現況農地等の機能維持のため、やむを得ず地区外への摺付け等の盛土が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 5. 隣接地に対する措置

本工事範囲及び周辺部の既設構造物については、工事着手前に位置・高さ等を測定し記録しておくものとする。なお、監督職員が指示する箇所については、工事实施期間中定期的に位置・高さ等を観測し監督職員に報告しなければならない。

本工事に伴い、既設構造物の機能等に支障を与えると想定される場合、又は異常を発見した場合は、直ちに監督職員へ報告するとともに、事後の処理について協議を行うものとする。

#### 6. 関係機関との調整

本工事の施工に際しては、関係機関等とトラブルが生じないように十分な連絡調整を行わなければならない。なお、トラブルが生じた場合は、受注者の責任において措置するものとする。

#### 7. 地下埋設物

工事の実施に際し、地下埋設物が確認された場合は破損しないよう十分注意するとともに、対処方針について監督職員と協議するものとする。

#### 8. 石綿セメント管について

本工事では、設計図書に示す位置に石綿セメント管が埋設されていることを想定している。

石綿セメント管の処理は、「石綿障害予防規則」（平成17年厚生労働省令第21号）及び「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」（平成17年8月厚生労働省健康局水道課）並びに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき実施するものとする。

実施に当たっては、設計図書に示す埋設状況を調査し、その結果に基づき作業計画書を作成するものとする。なお、埋設状況等について設計図書と相違がある場合は、監督職員と協議するものとする。

また、石綿セメント管の撤去は継手部で取り外すことを基本とするが、これが困難な場合や撤去管の処分先の受け入れ条件等により止むを得ず切断する場合は、監督職員と協議するものとする。

## 第5章 仮設工

### 1. 工事用道路等

現場搬入路は、既設町道及び図面に示す既設仮設道路を利用することとしている。

なお、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。

また、善良な道路使用にも係わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

### 2. 水替工

工事現場内における排水量は下記のとおり想定している。

作業内容・場所	排水量	供用日	摘要
排水路施工時	Q <sub>max</sub> =7 m <sup>3</sup> /h 未満	作業時排水 運転日数 87 日	

### 3. 搬入土等

(1) 本工事では、別添図面に示す仮置場から次の土量を搬入する計画としている。

名称	場所	搬入土量	摘要
仮置土	基盤用仮置土①	5,000m <sup>3</sup>	基盤土
仮置土	基盤用仮置土②	1,000m <sup>3</sup>	基盤土
仮置土	基盤用仮置土③	7,000m <sup>3</sup>	基盤土
仮置土	基盤用仮置土④	5,000m <sup>3</sup>	基盤土
仮置土	基盤用仮置土⑤	4,000m <sup>3</sup>	基盤土
仮置土	埋戻用仮置土①	270m <sup>3</sup>	埋戻土
仮置土	埋戻用仮置土②	780m <sup>3</sup>	埋戻土
仮置土	工区外仮置埋戻用土	5,000m <sup>3</sup>	埋戻土

### 4. 仮設ヤード

仮設ヤードについては、図面に示すとおり計画しているが、現地状況等により、設置場所を変更する場合は、監督職員と協議するものとする。

## 第6章 支給材料及び現場発生材

### 1. 支給材料

#### (1) 支給材料品目

支給する材料は、次のとおりである

品名	規格	単位	数量	備考
田んぼダム用落水柵	PA型、吐出し口φ150	個	24	

#### (2) 引渡し場所

本工事現場とする。

#### (3) 引渡し時期

令和8年11月以降を想定しているが、詳細は監督職員と打合せの上決定するものとする。

## 2. 現場発生材

鋼管及びその他監督職員が指示する現場発生材を撤去した際は、重量を計測の上、共通仕様書第1編1-1-22に定める工事現場発生材報告書を監督職員へ提出するとともに、監督職員が指示する仮置き場まで運搬するものとする。

## 第7章 工所用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

## 第8章 工所用材料

### 1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。

#### (1) 石材及び骨材

再生クラッシュラン RC-40

粒度調整砕石 M-30

単粒度砕石 3号 40~30mm

基礎砂 日本統一土質分類によるSF相当品以上

#### (2) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

#### 【土木工事】

種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
無筋コンクリート	18	8	25 (20)	65以下	BB	中詰めコンクリート、 均しコンクリート

※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。

#### (3) コンクリート二次製品

排水フリューム (茨城県規格)

遠心力鉄筋コンクリート管 B形 外圧1種

コンクリート柵 T-14

ボックスカルバート T-25

#### (4) 管材

硬質ポリ塩化ビニル管 VU RR管

硬質ポリ塩化ビニル管 VU、VP TS管

#### (5) 空気弁等

空気弁 FCD製 急速空気弁

仕切弁 FCD製 手動 7.5k

給水栓 φ50 合成樹脂製

MF ジョイント 鋳鉄製

TS フランジ 塩ビ製

(6) シート類

埋設物表示テープ 幅 150mm 50m 2倍 ポリエチレンクロス

吸出防止材（排水路工） t=10mm 9.8kN/m

吸出防止材（根水処理工） t=10mm 117N/5cm

(7) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、工事看板や任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。なお、これ以外の使用材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。また、設計図書に定めのない材料の使用にあたっては、関係書類を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。

材 料 名	提 出 物
生コンクリート	配合報告書、試験成績書
石材及び骨材	試験成績書
アスファルト混合物	配合報告書、試験成績書
コンクリート二次製品	製作承認図又はカタログ、試験成績書、（構造計算書）
管材及び継手	カタログ、試験成績書
給水栓	カタログ
仕切弁、空気弁	カタログ、試験成績書、取扱説明書
その他の使用材料	カタログ、試験成績書等

3. 監督職員の検査又は試験

(1) 次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。工事用材料は、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を求めた場合、これに応じなければならない。

材 料 名	検査・試験項目	備考
排水フリューム	外観・寸法	現場搬入時抽出
合流柵（集水柵）	外観・寸法	現場搬入時抽出
その他主要材料	外観・寸法	現場搬入時抽出

(2) その他の材料

- 1) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、省略することができる。
- 2) 合格した材料と同じ種別の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。
- 3) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場等適切な場所で行うものとし、その場所

の決定に当たっては、監督職員の承諾を得るものとする。なお、公的試験所（これに準ずる試験所を含む）で行う場合を除き、原則として監督職員の立会いを受けるものとする。

4) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出するものとする。

## 第9章 施工

### 1. 一般事項

#### (1) 基準点

本工事の基準点、水準点は、図面及び下表に示すものを使用するものとする。

なお、基準点等の位置データは、測地成果2011に対応したものである。

点名	X座標	Y座標	標高(m)	備考
基Ⅱ-19	31418.296	55503.341	2.411	2級基準点
基Ⅱ-20	31183.784	55902.693	1.929	2級基準点
基Ⅱ-21	31236.363	56426.106	2.757	2級基準点
基Ⅱ-22	31153.173	56818.942	2.657	2級基準点
基Ⅱ-23	31062.577	57240.446	-0.868	2級基準点
基Ⅱ-25	30469.973	56527.120	1.889	2級基準点

#### (2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階においては、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種		確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
共通事項	掘削	床付け状況、基準高さ	初期床付け完了段階		
		地質状況	地質変化時		
	砕石基礎	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所		
備工 ほ場整	表土扱い	厚さ	施工完了時点で1箇所		
	基盤造成	基準高	施工完了時点で1ほ区（1ha 当たりおおむね3箇所）		
道路改良工 舗装工事・	路盤工	基準高、厚さ	初期施工段階の1箇所 以降構造変更毎に1箇所		
管水路工	管水路基礎 （砂基礎等）	高さ、幅	初期施工段階で1箇所		
	管水路	埋設深	初期施工段階で1箇所		
撤去工	石綿セメント管撤去	埋設状況	撤去作業着手段階		
		撤去状況	初回撤去段階		
		保管（仮置き）状況	搬出作業直前段階		
		運搬状況	初回搬出段階		

### (3) 中間技術検査

- 1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

### (4) その他

- 1) 工事施工に先立ち、地区境界杭及びその他の杭については事前に現地で確認しなければならない。  
なお、これらの杭については工事施工中においても移動しないよう留意するものとし、必要に応じて控杭等を設けなければならない。
- 2) 工事施工に先立ち、極力地区外の排水は、これを遮断し地区内への流入を防ぐとともに、施工に当たってはなるべく地区内の地表水及び地下水を排除した状態で施工するものとする。なお、工事中滞水が生じたときは速やかに排除しなければならない。
- 3) 電柱に近接する施工においては、その保護等を考慮しなければならない。

## 2. 再生資源等の利用

### (1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所： 下層路盤工、敷砂利、基礎工
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスファルト混合物 (13)	使用箇所： アスファルト舗装工

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」((公社)日本道路協会発行)等を遵守する。

### 3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
鉄筋コンクリート廃材	新栄商事(株) 茨城支店	茨城県小美玉市与沢253-27	8:00 ～17:00	中間処理
アスファルト廃材	昭和建设(株) 水戸合材工場	茨城県東茨城郡茨城町長岡 3518	8:00 ～17:00	中間処理
石綿セメント管廃材	(一財)茨城県環境保全 事業団	茨城県笠間市福田165-1	8:00 ～17:00	最終処分
プラスチック類廃材	(株)三久 中央処理工場	茨城県小美玉市野田字沼頭 1478-1	8:00 ～16:30	中間処理

#### 4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

建築以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等）

工程ごとの作業内容及び解体内容	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

注) ■が該当部分である。

#### 5. 土工

##### (1) 掘削

- 掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか、全て現場内での敷均し等により処理を行うものとする。
- 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

##### (2) 埋戻し及び盛土

- 埋戻し及び盛土は掘削土を流用するものとする。なお、流用土が不足する場合又掘削土が流用に適さない場合は、監督職員と協議するものとする。
- 埋戻し及び盛土は、一層の仕上がり厚さが30cm程度になるようまき出し、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。なお、構造物壁より50cmまでの範囲及び施工幅1mまでの範囲の埋戻し及び盛土は、振動コンパクタ又はタンパ等により入念に転圧する

ものとする。

また、前述以外の埋戻し及び盛土は、振動ローラ又はブルドーザ等により入念に転圧するものとする。

## 6. 整地工

### (1) 一般事項

設計図書に示す計画標高は目標数値である。

工事受注者は丁張設置時に区画形状、道路・水路線形等について監督職員の確認を受けるものとする。

整地工の計画標高は、計画ほ区毎に現況田面標高を測定し、算定した平均田面標高から施工機械の走行による踏み込み沈下量 5cm を考慮している。なお、逆田とならないよう施工しなければならない。

工事受注者は、現況田面標高及び算定した平均田面標高を確認のうえ、監督職員に報告するものとする。なお、確認結果が設計図書に示している数値と差異があった場合は、監督職員と協議するものとする。

計画農地内に不良土が出現した場合は、その処理について監督職員と協議を行うものとする。

計画農地内の運土及び整地においては、ブルドーザ等の走行回数をできるだけ少なくして、表土や基盤土の過転圧やこね回しとならないよう施工しなければならない。

コンクリート構造物等の撤去については、取壊したコンクリート殻がほ場内に残らないよう入念に除去しなければならない。

### (2) 表土扱い

1) 表土扱いの厚さは、表土戻し後に 15cm 以上を確保することを想定している。

2) 表土剥ぎ取りを行う前に、現況表土厚確認を行い、その厚さと調査位置を記録した図書を作成し監督職員に提出するものとする。この調査結果を基に工事全体の表土量の計算を行い、確保できない場合には監督職員と協議しなければならない。

なお、現況表土厚確認方法の詳細については、監督職員と打合せのうえ決定するものとする。

3) 表土の集積場所は、その集積位置の表土を剥ぎ取り後、集積しなければならない。

4) 表土の剥ぎ取りは、石礫その他雑物が混入しないように注意して施工しなければならない。

5) 表土の仮置きは、降雨によりこれら仮置土が流出したり濁水の原因とならないように施工するものとする。

6) 表土戻しは基盤仕上げ後、表土が均平になるよう、また、石礫その他雑物の混入により耕作に支障のないよう十分に施工しなければならない。

### (3) 基盤切盛

1) 設計図書に示してある計画標高は目標数値であり、仕上がり標高ではないが、逆田とならないよう施工しなければならない。

2) 基盤切盛は、ほ区内流用及び仮置場からの運搬土とするが、逆田となる場合は、仮置場より運搬を行い逆田修正しなければならない。

3) 基盤切盛については不同沈下を防止するために 30cm ごとに層状にまき出し転圧するが、土質、含水状況に応じて監督職員と協議するものとする。

- 4) 切盛後において基盤面、又は地区境の法尻に湧水等が出た場合は、監督職員と協議し、排水処理をした後でなければ、基盤整地、表土戻し作業をしてはならない。
- 5) 雨天時には、基盤切盛り作業を中断しなければならない。また、工事を再開または終了するときには、水切り作業を行いドライな状況での施工を心掛けなければならない。
- 6) 切土の場合は、切り過ぎないように注意するとともに、切土面に湧水やすべり面などの異層のあることが発見された場合は、直ちに作業を中止して、対策を講じると共に監督職員に報告しなければならない。
- 7) 切土基盤において不良土が出現した場合は、監督職員と協議するものとする。
- 8) 基盤均平後において表面に現れた雑物（石礫を含む）は除去するものとする。
- 9) 畦畔際の基盤均平・転圧作業は、入念に行わなければならない。

#### (4) 畦畔築立

- 1) 畦畔の築立は原則として基盤整地前に施工しなければならない。
- 2) 畦畔用土に適する土の現地採取ができない場合は、監督職員と協議するものとする。

#### (5) 基盤整地

- 1) 石礫の除去は基盤均平を行う範囲とし、おおむね直径5cm以上を5m<sup>3</sup>/10a想定している。
- 2) 基盤均平作業は作業の良し悪しにより、田面乾燥・耕土厚・作物育成にむらを生じる原因となり、しかも、表土戻しの後、手直し作業は非常に困難であるので、作業は細心の注意を払って仕上げなければならない。

#### (6) 表土整地

- 1) 表土均平は乾土均平工法とする。
- 2) 降雨・積雪・土壌の凍結等施工条件の悪い時は、原則として作業をしてはならない。

#### (7) 進入路

進入路工の設置位置の詳細は、別途監督職員が指示する。

### 7. 管水路工

#### (1) 管体基礎

基床部及び管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが30cm以下となるようにまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。

なお、管側部の締固めはコンパクタ・タンパ等により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。

#### (2) 埋戻し

- 1) 埋戻しは、管及びジョイントに偏圧や無理な荷重・衝撃を与えないよう十分注意し、施工しなければならない。
- 2) 管の頂上60cmまでの埋戻しは、一層仕上がり厚さ30cm以下となるよう管の左右に均等にまき出し、管に損傷を与えないよう1.1t以下（管頂上30cmまでは、コンパクタ・タンパ等）の締固め機械により、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。
- 3) 管頂60cm以上の埋戻しは、前項と同様のまき出しとし、施工条件に合った機種種の締固め機械で締め固めなければならない。

#### (3) 管体工

- 1) 管内への土砂の流入を防がなければならない。また、布設作業を一時中断する場合は、栓

をして汚水の流入を防がなければならない。

- 2) 現地精査により、図面より浅く埋設する場合、又は縦断勾配の変化点（空気溜まり、土砂溜まりが生じる変化点）を設ける場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3) 用水取水口は、基盤切盛完了後の出来上がり標高を推定し、手戻り工事のないように施工しなければならない。
- 4) 埋設物表示テープは、管頂から 30cm の位置に設置しなければならない。
- 5) 硬質ポリ塩化ビニル管の敷設は、RR 接手を基本とし、スラスト力が生じる屈曲部等は、口径 200mm 以上は離脱防止継手、それ以外は接着により必要一体化長を確保するものとする。

#### (4) 給水栓工

給水栓の設置位置の詳細は、別途監督職員が指示する。

### 8. 開水路工（排水路）

#### (1) 掘削

排水路の掘削に当たり、基盤を過掘しないようにしなければならない。

#### (2) 目地処理

コンクリート二次製品の継目及び水抜き孔の背面には、吸出し防止材又はフィルターを取り付け、吸出し防止を図るものとする。

また、目地幅が 10mm を超える場合はモルタルにて目地処理を行うものとする。

#### (3) 落水工

落水工の設置位置の詳細は、別途監督職員が指示する。

### 9. 道路工

#### (1) 路体・路床盛土

1) 路体・路床盛土は一層の仕上がり厚が 30cm 以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った機種で締固め機械で最大乾燥密度の 90% 以上に締固めを行わなければならない。

2) 舗装を前提とする路床土の設計 CBR は 4 と想定しており、設計変更が必要な場合は監督職員と協議しなければならない。

#### (2) 敷砂利

敷砂利は金属類等の異物を除去した再生クラッシュラン（RC-40）により仕上がり厚 10cm とし、施工条件に合った転圧機械により締固めなければならない。

#### (3) アスファルト舗設工

1) マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。

表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤 PK-3）126 リットル/100 m<sup>2</sup>以上を路盤面に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。

2) 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。

## 第10章 石綿セメント管の撤去

### 1. 関係法令等の遵守

(1) 本工事には、石綿含有資材の撤去が含まれているので以下の法令等を遵守すること。

関係法令等	備考
労働安全衛生法	昭和47年法律第57号
労働安全衛生法施行令	昭和47年政令第318号
労働安全衛生規則	昭和47年労働省令第32号
石綿障害予防規則	平成17年厚生労働省令第21号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年法律137号
農業農村整備事業等におけるアスベスト（石綿）対応マニュアル	平成18年9月農林水産省農村振興局整備部
水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き	平成17年8月厚生労働省健康局水道課
その他関係法令	

### 2. 石綿含有資材

撤去工事の対象となる石綿セメント管(ACP)は別添図面に示すとおりである。なお、石綿障害予防規則第8条に基づく工作物における石綿の使用状況の通知は、「構造物撤去図」をもって代えるものとする。ただし、現地において石綿セメント管等の使用状況が異なる場合は、監督職員に報告し協議するものとする。

### 3. 石綿作業主任者の選任

石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習を終了した者又はH18.3.31までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任するものとする。また、下請け業者が撤去工事を行う場合は、下請け業者のうちから石綿作業主任者を選任するものとする。

なお、修了証の写しは施工計画書に添付するものとする。

### 4. 石綿セメント管撤去工事に従事する作業者の特別教育

石綿セメント管の撤去工事に従事する作業者は、石綿障害予防規則第27条に基づく特別教育を受けた者を充てなければならない。また、特別教育は「建設業労働災害防止協会」ほか主催する特別教育を受講することとする。その場合、特別教育修了証の写しを施工計画書に添付するものとする。独自に特別教育を行う場合は、石綿作業主任者の資格を持ったものが講師となることとする。

### 5. 掲示板の設置等

- (1) 施工現場はトラ柵等で、関係者以外の立ち入りを禁止する作業区域を明確にし、立ち入りを禁止する旨を表示する掲示板を設置しなければならない。
- (2) 施工現場には作業者が見やすい箇所に下記事項を明示する掲示板を設置しなければならない。
  - 1) 石綿セメント管を取り扱う工事である旨
  - 2) 石綿等の人体に及ぼす作用
  - 3) 石綿等の取り扱い上の注意事項

- 4) 使用すべき保護具等
- (3) 施工現場に「現場での喫煙又は飲食することを禁止する」旨を表示する掲示板等を設置し、徹底しなければならない。
- (4) 施工現場に石綿のばく露防止対策等の実施内容を明示する掲示板等を設置しなければならない。
- (5) 施工現場に労災保険関係成立票及び各種作業主任者の氏名を見やすい場所に掲示しなければならない。

## 6. 安全対策

- (1) 石綿セメント管の撤去は管本体の湿潤状態を保ち、確実に継手部から抜き取り作業を行い、管を破損させることがないようにすること。
- (2) 本工事では石綿セメント管の切断及び破砕は想定していないが、やむを得ず管の切断及び破砕等を行う必要が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。また、作業者は呼吸用保護具等を着用させ、現場は飛散防止対策を行うものとする。

## 7. 石綿セメント管の撤去に係る土工

石綿セメント管の撤去に係る掘削方法は、管頂及び管側から10cmまでの範囲は人力掘削とし、管に損傷を与えないよう十分注意を払って施工すること。

## 8. 石綿セメント管の取外し

石綿セメント管の取外しは石綿セメント管同士の接続部の継手をずらし引抜く方法や石綿セメント管と空気弁、仕切弁などの鋼製、鋳鉄管との接続部の鋳鉄継手で引抜く方法を基本とし、引抜き時は管全体に散水して湿潤化し、破管などの不測の事態に備えて、いつでも管に散水できるように作業員を配置すること。

## 9. 廃石綿セメント管のこん包

廃石綿セメント管は取外した後できるだけ速やかに、十分な強度を有するプラスチック袋等でごん包する。ごん包には、厚さ0.15mm以上のプラスチック袋又はこれと同程度の強度を有するポリエチレン袋（シート状のものを含む。）を使用する。

## 10. 廃石綿セメント管を仮置する場合の保管

- (1) 廃石綿セメント管が運搬されるまでの間、廃石綿セメント管をごん包したプラスチック袋等の破損等により石綿の飛散のおそれが生じた場合には、ビニールシートで覆いをかける等の対策を講じビニールシートは石綿含有産業廃棄物と同様に処理しなければならない。
- (2) 保管場所は、周囲に囲いを設け、囲いに廃石綿セメント管の荷重がかからないように保管し、管自体の荷重により変形又は破断しないよう整然と囲いの下端から勾配50%以下となる高さとなるように積み重ねる。廃石綿セメント管は他の廃棄物と分別して保管しなければならない。
- (3) 保管場所には見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板を設置しなければならない。
  - 1) 縦及び横それぞれ60cm以上であること。
  - 2) 石綿含有産業廃棄物の保管場所である旨の表示。
  - 3) 保管場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先の表示。

- 4) 保管する産業廃棄物の数量、種類の表示。(石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載)
- 5) 屋外において、産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、廃棄物処理法施行規則第8条二号ロに規定する積み重ね高さ制限の表示。

#### 11. 廃石綿セメント管の運搬

- (1) 廃石綿セメント管の運搬は以下の措置を執らなければならない。
  - 1) 破砕することのないような方法により、かつ、その他のものと区分して収集・運搬しなければならない。
  - 2) 積替えのために保管を行う場合は、前項の10. と同様の措置を講じなければならない。
  - 3) 運搬は、廃石綿セメント管をプラスチック袋等にこん包したまま丁寧に運搬車両に積み込みプラスチック袋等の破損等により石綿の飛散のおそれが生じた場合には、ビニールシート等で荷台に覆いをかけ、ビニールシートも産業廃棄物として処理しなければならない。

#### 12. 廃石綿セメント管の廃棄処分

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第1項に基づく記載事項は、次のとおりとする。

区分	解体方法	数量	処理施設名	所在地
石綿セメント管	人力	10.6トン	(一財)茨城県環境保全事業団	茨城県笠間市福田165-1

#### 13. 作業記録の作成及び保存

- (1) 工事施工に当り、作業に従事する労働者について、1ヶ月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、報告しなければならない。また、作業記録は、当該労働者が当該現場において当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存しなければならない。
  - 1) 労働者の氏名
  - 2) 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
  - 3) 石綿等粉じんにより著しく汚染した事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

## 第11章 施工管理

### 1. 監理技術者等の資格

監理技術者等は、入札公告に規定する資格を有するものでなければならない。

### 2. 施工管理の追加項目

本工事の品質及び施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとするが、細部については、監督職員と打合せのうえ、実施するものとする。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

### 3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

#### （１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

#### （２）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

#### （３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記１)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

#### （４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL

([https://depadv.jcomsia.org/photofinder/pac\\_auth.php](https://depadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

#### （５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

## 第12章 先端技術導入実証事業の適用について

### 1. 適用

本工事は、先端技術導入実証事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3593号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、先端技術を活用した基盤整備手法の確立・体系化に向けた情報通信技術（ICT）等の活用による先端技術の実証を行う「先端技術導入実証事業対象工事」（整地工の施工時において3次元位置情報を取得する工事）である。

### 2. 定義

先端技術導入実証事業対象工事（以下「実証工事」という。）とは、情報通信技術（ICT）等の先端技術の活用に向け、ほ場整備工事において現場実装が可能な段階にある技術の導入を推進するため現場への適応性等を検証、評価等を行うものである。

### 3. 施工計画書

受注者は、契約後、監督職員と協議のうえ実証工事に係る施工計画書を作成し、実証工事を実施するものとする。なお、実施に掛かる当該費用については、計上していないため、施工実績に基づき契約変更の対象とする。

## 第13章 条件変更の補足説明

### 1. 条件変更

本工事の施工にあたり自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更該当する主な事項は次のとおりである。

- (1) 掘削土の土質に著しい相違があった場合
- (2) 土質試験の結果、盛土材について変更が生じた場合
- (3) 土質調査又は地質調査が必要となった場合
- (4) 破碎の必要な転石等の出現があった場合
- (5) 地下埋設構造物（埋蔵文化財含む）の出現があった場合
- (6) 排水量に著しい相異があった場合
- (7) 産業廃棄物の種類、処理量に変更が生じた場合
- (8) 仮設工を追加する必要があるが生じた場合
- (9) 工事用道路等が通常の運行によって破損し、これを補修する必要があるが生じた場合
- (10) 材料の規格、数量に変更が生じた場合
  - (11) 防塵、防音及び防振処理等の対策工の必要が認められた場合
  - (12) 第三者との協議等による変更が生じた場合
  - (13) 関係機関との協議により変更となった場合
  - (14) 建設発生土の搬出が必要となった場合
  - (15) 交通保安対策等が追加又は変更となった場合
  - (16) 原形復旧を追加する必要があるが生じた場合
  - (17) 歩掛調査等の追加が生じた場合
  - (18) 遠隔確認の試行を行う場合
  - (19) 関連工事の工種・工程等の変更に伴う本工事に変更が生じた場合

- (20) 現地精査の結果、設計図書に著しい変更が生じた場合
- (21) 石綿セメント管撤去に係る新たな作業が追加となった場合
- (22) 石綿セメント管撤去において、呼吸用保護具等及び飛散防止対策が必要となった場合
- (23) その他精査により変更が生じた場合
- (24) その他監督職員が必要と認めたもの

## 第14章 設計変更等の業務

受注者は設計変更の必要が生じ、契約変更に必要な測量設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。なお、その経費については別途協議する。

## 第15章 その他

### 1. 契約後 VE 提案

#### (1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

#### (2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
  - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
  - ② 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
  - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

#### (3) VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書 様式6-1~4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
  - ① 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
  - ② VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
  - ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
  - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
  - ⑤ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
  - ⑥ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることが出来る。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、原則として当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

#### (4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書様式 6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下、「VE 管理費」という）を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

#### (5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

#### (6) 責任の所在

発注者が、VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

### 2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 39 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部

### 3. 監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場着手する日については、契約締結後、監督職員と打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に合格通知を通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

#### 4. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事实施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

#### 5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

##### (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものと

する。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

## 6. 週休2日による施工

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日

間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
  - 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、工事着手日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
  - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
  - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
  - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
  - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	週単位の週休2日	月単位の週休2日
	【現場閉所1週間に2日以上】	【現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上】
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記1)に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わず減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示

す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、次のとおり補正する。

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
排水構造物工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01

## 7. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

## 8. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

### ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

### イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^*$$

※ 補正係数：1.2

## 9. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、工事受注者は具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
1 仮設備関係	①用水、電力等の供給設備 ②緑化、花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
2 営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
3 安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
4 地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット、工法説明ビデオ ⑨社会貢献

#### 10. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

##### (1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

##### 【快適トイレに求める機能】

- ア 様式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能

- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

11. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

(2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる

- 書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
  - (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
  - (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
  - (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

#### 12. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

#### 13. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

## 第16章 定めなき事項

本特別仕様書に定めなき事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別記様式1)

## 工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 様

住所  
商号又は名称  
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	茨城県〇〇市(町) 〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期(工事の始期及び終期)を記載する。